

ハッ場ダム住民訴訟通信-97

2014年4月30日発行

それでも、ハッ場ダム裁判を闘う意味。

東京高裁判決は、茨城県にとっても“不当判決”だった。

先の東京高裁判決は、利水負担金も治水負担金も「当該支出が違法であるというためには…納付通知に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵が認められる必要がある」とし、私たちの訴えを退けました。

しかし、この本質を見据えれば、茨城県はハッ場ダムに限らず国の直轄事業の負担金が、法の要件を満たすかどうかさえ、異議申し立てはできないとする県にとっても不当な判決を“勝ち取った”という愚かな図が浮かび上がります。

大日本帝国憲法下における官選知事の時代は、地方は「国の下級機関」に過ぎず、地方自治は夢のまた夢でした。しかし戦後は日本国憲法第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて法律でこれを定める」として地方自治を制度的に保障しました。そして「地方自治の本旨」とは次の二つを意味します。

住民自治:住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること。

団体自治:地域のことは地方公共団体が自主性・独立性をもって、国の干渉を受けることなく自らの判断と責任の下に地域の实情に沿った行政を行っていくこと。

繰り返しますが、茨城県の“勝ち取った愚挙”はこうなります。

- ① 治水負担：茨城県は、ハッ場ダムの洪水調節効果が茨城県にとって「著しい利益」をもたらすか否かを判断する自主性・独立性はない。しかも国の納付通知には異は唱えられない。つまり官選知事時代と何も変わらぬ国の下級機関に陥りました。
- ② 利水負担：茨城県は、自らの意思でハッ場ダムの水を買いたいと言う“形”で申し込んだ「ダム使用权設定申請」が国に受理されたら、その後水余りになっても申請撤回もできず、不要になったダムの水の支払い請求書に従い続けるという、「自由＝団体自治」を放棄しました。

この判決が判例となって独り歩きすると、茨城県のみならず全国の自治体は国の直轄事業の負担金が客観的に違法なものであっても、異論も挟めず唯々諾々と従うこととなります。ここには、法治主義もなければ、憲法が保障する地方自治もありません。自ら国の下級機関に陥り、法治主義を捨て去る愚を犯したのです。これをして地方公共団体である茨城県の敗北と受けとめる痛覚もなく、本来争うべき相手は住民ではなく国であるとの判断もつかないのでしょうか。

民主主義の礎は地方自治にあります。

私たちはハッ場ダム裁判を通じてその実現を目指さねばなりません。

明治以来、多くの先達が自由民権を掲げ闘ってきました。それが今日の民主主義の糧となったことは確かでしょう。しかし大多数の日本国民は「戦争に負けたら民主主義とやらになった」としか受けとめられなかったのも事実です。

自らが勝ち取ったわけではない民主主義を確立するために、憲法は地方自治を保障し、そして地方自治法を定めました。しかし、国は「機関委任事務」という制度を通じて、地方を相変わらず下級機関のように扱い、都道府県の仕事の8割は機関委任事務と言われて

きました。そうした憲法が保障した姿と余りにもかけ離れた地方自治の実体を、2000年の「地方分権推進一括法」は正常化し、都道府県を“真の自治体”たらしめようとなりました。

しかし、制度は「形式」ではきまりません。「地方分権、仏作って魂入れず」が、その後も続いていることを、今回の八ッ場ダム訴訟はまざまざと知らしめました。自律を与えられた県が、自分自身でその“魂”を入れる気がないのなら、つまり団体自治を放棄するのなら「代わりに私たちが、その魂を入れてあげましょう」とする八ッ場ダム裁判は、地方自治のもうひとつの姿・住民自治そのものです。私たちは参政権といえは選挙権・被選挙権と思いがちですが、住民訴訟もまた立派な参政権なのです。

「地方自治は民主主義の学校」という言葉が蘇ります。

あらためて八ッ場ダム裁判に立ち返りますと、私たちは、茨城県の無駄な支出を差し止めることで住民自治を実現し、茨城県には、国の直轄事業であっても県の実情や県民の意思を重んじ、拒否すべきは拒否する団体自治を促すものです。その先にはきっと、自らの手で掴む民主主義社会が待っています。

私たちは残念ながら一審二審ともに敗れました。裁判ですから勝つにこしたことはありません。しかし、私たちの「民主主義をわが手に・・・」の闘いは、記録され、時代の記憶として次世代に受け継がれるでしょう。

敗れても、敗れてもなお、闘い続ける意味がそこにあります。

4月3日、茨城弁護団は最高裁民事部へ「上告状兼上告受理申立書」を提出しました。

橋本知事あて公開質問書に回答。

人を食った回答に、再質問書を提出しました。

既報のように去る2月21日、私たちも参加する「茨城県の水問題を考える市民連絡会」は、10月の県議会における大内久美子議員への知事答弁に対し、公開質問書を提出しました(通信-95)。3月13日、知事回答がありました。別紙のように愚弄するものです。4月10日、私たちは再質問書を提出。国の“下級機関の長”を任ずる橋本知事を糾し続けます。

■水に流せない「水問題」がある。

霞ヶ浦導水と八ッ場ダムと高い水道料金。

八ッ場ダム本体工事が始まり、霞ヶ浦導水は継続が妥当との方向が示されました。水道料金はどこまで上がるのか。霞ヶ浦の水質と自然、那珂川の清流は、漁業は守れるのか。私たちには「知ること」「声を上げること」が求められています。是非ご参加ください。

日時:6月1日(日)午後1時30分

場所:霞ヶ浦環境科学センター

発言予定者(敬称略):濱田篤信 高村義親 神原禮二 他

※お詫びと訂正:前96号に誤りがありました。裏面上から9行目にふれています土浦市は県南水道企業団には参加していません。しかし県の企業局から給水されていますから八ッ場ダムの負担は免れません。同11行目の日本科学者会議は日本学術会議の誤りでした。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768